



歌 の こ こ ろ

だから、童謡の歌詞には、大人から子どもへの愛情がたくさん詰まっています。大きなやさしさに含まれている気持ちになるのには、こういう理由があったのですね。

子どもに押し付けるのではなく、子どもに自然に口ずさんでもらえる歌をつくらうという考えが広がり、多くの童謡が生まれました。

真に子どものための歌、子どもの心を歌った歌、子どもが理解しにくいことから、

童謡という言葉は、大正時代に生まれました。

それまでにも、もちろん子どもの歌はありました。わらべうたや唱歌などがそうです。しかし、これらの言葉や意味は難解なものが多く、子どもが理解しにくいことから、

CONTENTS

MARCH

- 特集／子どもの権利カルタ……………2p
- 後期高齢者医療制度……………3p
- 人事・給与の公表……………4～7p
- ひろば……………8～9p
- 男女共同参画……………10p
- 図書館だより……………11p
- 健康づくり推進員制度……………12p
- 学校紹介……………13p
- 生活情報……………14～15p
- イベントカレンダー……………16p



▲新しく届く後期高齢者医療保険証。郵送用の宛名書き用紙と一体になっています。ミシン目に沿って切り離して使用してください。

4月 から始まります

後期高齢者医療制度

75歳以上の人や一定の障害がある65歳以上の人を対象にした後期高齢者医療制度が、4月1日から始まります。被保険者には、3月中旬ごろに保険証を送付します。また、原則として4月の年金支給分から、保険料の徴収が始まります。新しい医療制度ですので、もう一度ご確認ください。

制度の主な内容

対象者は75歳以上の人及び一定の障害がある65歳以上の人で、1人に1枚、新しい保険証が発行されます。
 保険料は、被保険者全員が納付することになっており、原則として年金から徴収します。医療費の自己負担は1割、現役並み所得者は3割です。
 なお、この制度の運営は、県内全市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合が行います。市町村は、申請や届出の窓口業務と保険料徴収業務を担当します。



遊んで学べる子どもの権利

こどけん カルタを 活用しましょう

1 1989年秋の国連総会で、「児童の権利に関する条約」が全会一致で採択されました。この条約は、今なお世界中に貧困や飢餓、武力紛争、虐待などで苦しめられている子どもたちが存在しているという厳しい現実から子どもたちを救うために、子どもたちが生まれながらに持つ4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を明記しています。また、日本では1990年にこの権利条約に署名し、1994年から効力が発生しています。

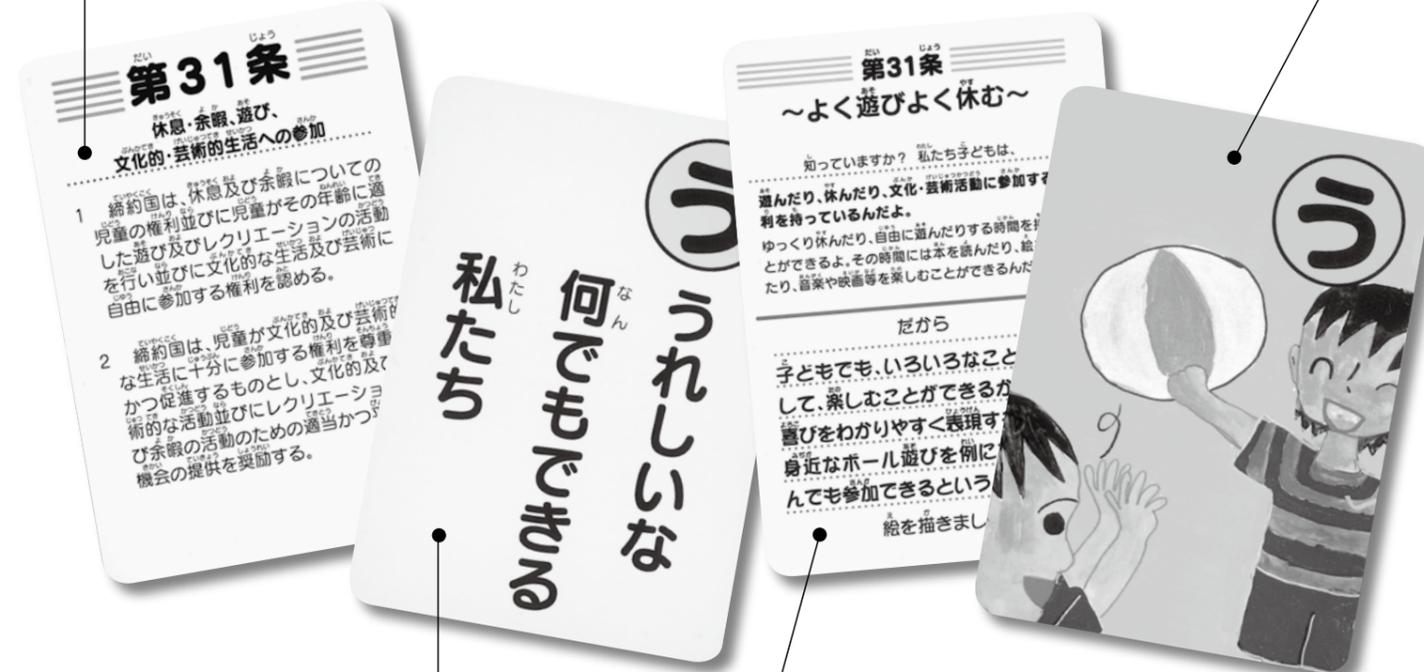
市では、条約の内容を分かりやすく知ってもらうために、子どもたちが自らカルタを作り、「子どもの権利」をもじって「こどけんカルタ」と命名しました。現在、こどけんカルタは保育所や小・中学校の授業などに使われ、多くの子どもたちが自分たちの権利について学んでいます。

児童の権利は、当事者である子どもたちが内容を理解することはもちろん、大人も正しく理解しておく必要があります。「児童の権利って難しいぞ!」「ちょっとどきどきにないなあ」と思っている人でも心配いりません。こども政策課では、こどけんカルタを使って児童の権利が楽しく学べる「出前講座」を実施しています。児童の権利に興味を持っている人もそうでない人も、ご家族、お友達、近所の人たちとついでに、ぜひ「出前講座」を利用していただろう。

そして、児童の権利について楽しく学び、子どもたちが幸せに暮らせるよう、人権意識を高めましょう。

●表の川柳に関係がある「児童の権利条約」の条文が、そのまま書かれています。

●カラフルで温かい感じがするイラストが描かれています。



●子どもの権利を分かりやすい川柳にしています。

●「児童の権利条約」の条文を分かりやすく解説しています。

保険証を送付します

被保険者には、3月中旬ごろに「後期高齢者医療制度」の保険証を送付します。新たな手続きの必要はありませんので、4月1日以降に医療機関などを受診する際には、新たな保険証を使用してください。

また、これまでの国民健康保険や被用者保険などの保険証、老人保健医療受給者証は使用できませんのでご注意ください。

なお、5月以降に誕生日を迎えて被保険者になる人は、75歳になる月の前月末までに市役所の窓口で保険証をお渡しします。対象となる人には別途お知らせします。

保険料の納付

保険料は原則として年金からの天引きとなりますが、年金額などに応じて次の2通りに分かれます。

- (1) 年金額が18万円以上で、かつ、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1以下の人：4月以降、年金支給期(年6回)に年金から天引きされます。ただし、次のアウに該当する場合は、7月～9月は納付書で納付し、10月以降は年金から天引きされます。
- ア 被用者保険の被保険者本人だった人
- イ 一定の障害がある65歳以上74歳以下の人(障害を事由として後期高齢者医療制度の対象となる人)

- ウ 保険料の算定の基礎となる所得の申告が行われていない世帯に属する人
- (2) (1)以外の人：7月以降に、9回に分けて納付書か口座振替で納付してください。

保険適用の選択

※被保険者(政府管掌及び組合管掌保険、船員保険、共済組合などで、国民健康保険を除く)の被扶養者だった人については、特例措置として、9月までの保険料の徴収はありません。

一定の障害がある65歳以上74歳以下の人で、現在老人保健の適用を受けている人は、後期高齢者医療制度の対象になりますが、個別の状況に応じて、申し出により後期高齢者医療制度の被保険者にならないこともできます。後期高齢者医療制度の被保険者になるか否か、加入する医療保険、保険料、一部負担の割合などが異なります。対象者には、関係文書をすでに送付しています。被保険者にならないことを選択する場合は、まだ申し出をしていない人は、お早めに国保年金課年金・医療係まで申し出てください。

お問い合わせ窓口ができました

●後期高齢者医療制度や保険料についての問い合わせ窓口(コールセンター)を、3月10日から10月末まで、福岡県後期高齢者医療広域連合に設置しています。●新しい制度についてのご不明な点など、気軽にお問い合わせください。

福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター
 受付時間 8時30分～17時30分
 (土・日、祝日を除く)
 ☎651局3111番
 FAX651局3901番(言語、聴覚に障害がある人用)

古賀市 人事行政の運営等状況の公表

給与・定員管理等について

古賀市では、人事行政の公平性・透明性を高めるため、古賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例が定められています。それに基づいて、古賀市の行政運営などの状況をお知らせします。

表-1 歳出総額に占める人件費の割合(平成18年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(H18)	歳出総額 A(千円)	人件費 B(千円)	実質収支(千円)	人件費率 B/A(%)	平成17年度の人件費率(%)
56,930人	15,886,569	2,928,854	444,826	18.4%	19.5%

※人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます。
 ※実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものです。

表-2 職員給与費の状況(平成18年度普通会計決算)

職員数 A(人)	給与費(千円)				一人当たりの給与額 B/A(千円)
	給料	期末勤労手当	職員手当	計 B	
329	1,223,672	526,915	213,368	1,963,955	5,969

※職員手当には退職手当は含まれません。

表-7 職員手当の状況

支給割合	古賀市		国	
	期末手当	勤労手当	期末手当	勤労手当
年合計	3.0月分(1.6月分)	1.45月分(0.75月分)	3.0月分(1.6月分)	1.45月分(0.75月分)
加算措置	役職加算 5~15%		役職加算 管理職加算 5~20%	

※()内は、再任用職員に係る支給割合。

●退職手当(平成19年4月1日現在)

区分	古賀市		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	なし	特例措置 2%~20%加算	なし	特例措置 2%~20%加算

表-8 職員の平均給与額などの状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	古賀市	415,264円 354,142円	41歳2月
	国	325,724円	383,541円
技能労務職	古賀市	362,431円 355,490円	41歳8月
	国	287,094円	320,514円

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれらすべての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また下段は国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

表-9 特別職の報酬などの状況(平成19年4月1日現在)

区分	月額	退職手当	期末手当(月分)
給料	市長	822,500円(875,000円)	給料月額×在職年数×510/100 任期満了時支給
	副市長	647,660円(689,000円)	給料月額×在職年数×300/100 任期満了時支給
報酬	議長	495,000円	—
	副議長	436,000円	—
	議員	400,000円	—
支給割合			
6月期 1.60			
12月期 1.75			
合計 3.35			

※6%の減額措置あり。()内は、減額措置を行う前の金額です。
 ※平成20年1月からは、市長10%、副市長7%の減額措置を行っています。

●地域手当(平成18年度普通会計決算)

地域手当	年額支給率	3%
	支給対象職員数	329人
	支給実績	40,914千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	169,259円

●特殊勤務手当(平成18年度普通会計決算)

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	4.0%
	支給実績	456千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	35,046円
	手当の種類(手当数)	6種類
代表的な手当の名称	徴収事務従事手当	徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当 1人につき400円
	作業手当	海津木苑に勤務する職員に対する手当 1月に6,000円

●時間外手当(平成18年度普通会計決算)

時間外勤務手当	支給実績	65,393千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	235千円

[その他の手当](平成18年度普通会計決算)

●管理職手当

支給率 部長級=15% 課長級=12% 課長補佐級=10%
 支給実績 31,994千円(年額)
 支給対象職員一人当たり平均支給年額 627,338円

●扶養手当

支給実績 36,335千円(年額)
 支給職員一人当たり平均支給年額 110,441円
 配偶者=13,000円、扶養家族2人まで1人につき6,000円
 【配偶者がいない場合=1人につき11,000円、扶養家族でない配偶者がいる場合=1人につき6,500円】3人目から5,000円、満16歳から22歳の子がいる場合1人につき5,000円を加算。

●通勤手当

支給実績 22,857千円(年額)
 支給職員一人当たり平均支給年額 69,473円
 交通機関利用職員および交通機関以外(自動車など)で通勤している職員に55,000円まで全額支給。通勤距離1km以上に支給。(下線部分は国の制度と異なります)

●住居手当

支給実績 24,523千円(年額)
 支給職員一人当たり平均支給年額 74,749円
 借家の居住者に27,000円を限度として、それぞれ家賃に応じて支給。持ち家者(被扶養者の所有も含む)には、2,500円を支給。5年経過後においても支給。(下線部分は国の制度と異なります)

※上記4つの手当の額は月額です。



表-3 一般行政職の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

職別	職級	古賀市		国	
		決定初任給	金額	決定初任給	金額
一般行政職	大学卒	決定初任給	172,200円	決定初任給	172,200円
	高校卒	決定初任給	144,500円	決定初任給	140,100円
技能労務職	高校卒	決定初任給	144,500円	決定初任給	137,200円

表-5 ラスバイレス指数の状況(平成18年4月1日現在)

	平成14年	平成19年
古賀市	101.7	97.4

※ラスバイレス指数とは、国家公務員の給与の水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

表-4 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
7級	部長・理事	9	3.5
6級	課長・室長・参事	35	13.7
5級	保育所長・課長補佐・参事補佐	12	4.7
4級	係長・主幹・主任保育士	61	23.8
3級	主査・主任主事・主任技師	113	44.1
2級	高度な知識又は経験を必要とする主事・技師	16	6.3
1級	主事・技師	10	3.9
合計		256	100.0

※古賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 ※標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

表-6 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

職別	学歴	経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
		平均給料月額	金額	平均給料月額	金額	平均給料月額	金額
一般行政職	大学卒	経験年数10年	263,924円	経験年数10年	該当なし	経験年数10年	該当なし
		経験年数15年	304,657円	経験年数15年	該当なし	経験年数15年	該当なし
		経験年数20年	354,300円	経験年数20年	該当なし	経験年数20年	該当なし
	高校卒	経験年数10年	該当なし	経験年数10年	234,600円	経験年数10年	234,600円
		経験年数15年	該当なし	経験年数15年	268,200円	経験年数15年	268,200円
		経験年数20年	該当なし	経験年数20年	該当なし	経験年数20年	該当なし

※卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

古賀市 人事行政の運営等状況の公表

給与・定員管理等について

表-10 職員数の状況 (平成18年4月1日現在) ※派遣職員と特別職は除く。

区分	職員数(人)			対前年増減数(人)			平成19年度の 主な増減理由	
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
普通会計部門	議会	5	5	5	0	0		
	総務	69	71	75	△3	2	4	土木部門からの事務移管
	税務	21	21	20	0	0	△1	福岡県との人事交流
	農林水産	12	12	12	1	0	0	
	商工	3	2	2	0	△1	0	
	土木	27	26	23	1	△1	△3	総務部門への事務移管
	民生	104	96	88	△3	△8	△8	保育所の民営化
	衛生	25	25	25	0	0	0	
	計	266	258	250	△4	△8	△8	
	教育部門	67	66	65	2	△1	△1	
小計	333	324	315	△2	△9	△9		
公営企業等会計部門	水道	17	17	15	△3	0	△2	組織の見直し
	下水道	14	14	14	0	0	0	
	その他	17	17	19	1	0	2	組織の見直し
	小計	48	48	48	△2	0	0	
総合計	381	372	363	△4	△9	△9		

●職員数の任免

区分	採用 (平成19年4月1日)	退職 (平成18年度)			
		定年	勲奨	自己都合その他	計
一般事務	8	2	6	1	
技能労務職	0	2	1	0	
水道技師	0	0	1	0	
保健師	1	0	1	0	
保育士	0	1	1	0	
計	9	5	10	1	

表-12 分限、懲戒処分 (平成17年度実績)

分限処分制度とは、一定の事由(心身の故障のため)によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、休職、降給があります。
懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する責任を問うもので、地方公共団体の規律と秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

●分限処分の状況

内容	人数
降任	0
免職	0
休職	20
降給	0

※休職処分者数は、当該年度に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

表-11 勤務時間その他の勤務条件の状況 (平成19年4月1日現在)

勤務時間	
開始時刻	8時30分
終了時刻	17時
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

※職場により、上記と異なる場合があります。

[その他の勤務条件]

●休暇

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患の場合 1年 その他の疾患の場合 90日	有給
	職員の分娩	産前6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)・産後8週間	有給
子の看護休暇	5日の範囲内		
職員の出産補助	3日の範囲内		
職員の結婚	7日の範囲内		
特別休暇(主なもの)	ボランティア休暇	5日の範囲内	有給
	忌引	配偶者が死亡した場合(10日以内)父母または養父母が死亡した場合(血族…7日以内、姻族…3日以内)など	

※上記以外に介護休暇(無給)などがあります。

●育児休業制度(平成19年4月1日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内	無給

表-13 服務の状況 (平成18年度実績)

服務の基準として地方公務員法第30条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この服務基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

●営利企業等従事許可の状況

区分	件数
営利目的の会社等の役員を兼ねること	0
自ら営利企業を営むこと	0
報酬を得て事務等に従事すること	8

表-14 研修及び勤務成績の評定の状況

[職員の研修の状況]

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、組織的、計画的に行われています。これは、地方公務員法の中に規定されており、古賀市では自己啓発、職場研修、職場外研修に区分して実施し職員の能力開発に努めています。

●平成18年度に行われた主な研修

自己啓発	自主研究グループ活動助成、職員提案制度
職場研修	新規採用職員研修、「同和」問題研修
職場外研修	階別研修(新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修 など) 選択研修(政策形成演習研修、行政評価研修、市町村税研修、OA研修、マーケティング研修、財務マネジメント研修、OJT指導者養成研修、クレーム対応研修 など)

[勤務成績の評定]

●勤務成績の評定制度の概要

任命権者は公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置をとることとされています。職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評価することで転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。現在、地方公務員を含む公務員制度改革が論議されており、現行の勤務評定制度に替え、能力評価と業績評価からなる新たな評価制度の導入に取り組んでいます。

表-15 福祉及び利益の保護の状況 (平成18年度実績)

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を立て、実施しなければなりません。(地方公務員法第42条)

共済制度は、職員またはその被扶養者の事故(病氣、負傷、出産、死亡、災害等)に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とした制度であり(地方公務員法43条第1項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病氣やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途中の災害によって被災した場合については、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。このほか、職員は各種の給付事業などを実施している古賀市職員互助会に加入しています。

●定期健康診断及び特殊健康診断等の実施状況

区分	受診者数
職員総合健診	374
給食調理作業健康診断	21
VDT作業健康診断	81

●公務災害等の認定状況

公務災害	通勤災害	計
0	0	0

16 糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告

[勤務条件に関する措置の要求状況]

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせんまたは、これに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

●平成17年度末から18年度末件数 0件

[不利益処分に関する不服申し立ての状況]

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認、修正し、または取り消す判定を行うものです。

●平成17年度末から18年度末件数 0件



[この記事に関するお問い合わせは]

人事秘書課

☎942局1111番 内線381番

●紙面の都合により、一部省略して掲載しています。詳細についてはホームページをご覧ください。●

お誕生日おめでとう
3月 Birthday
Happy

●5月生まれの赤ちゃんの写真は、赤ちゃんの氏名に生年月日、住所、保護者氏名、電話番号とメッセージ(65文字以内)を添えて郵送、または持参してください。4月7日(月)必着。掲載は1歳～3歳で、1人1回とします。応募多数の場合は抽選とします。
●問い合わせ・申し込み先【〒811-3192(住所不要)市役所経営企画課広報係 ☎942局1111番(内線316)】※写真返却希望の場合は、返信用封筒(80円切手を貼ったもの)を同封してください。
●古賀市の公式ホームページからも応募できます。



ふじぞえ ひな
藤添 陽菜ちゃん
3月7日生まれの2歳
天神

ひなちゃん、お誕生日おめでとう。パパとお母さんのところに生まれてきてくれてありがとう。これからもりん姉ちゃんと仲よく元気にがんばっていきましょう!!



やました あゆむ
山下 航夢ちゃん
3月11日生まれの3歳
久保

4月からは幼稚園生&お兄ちゃんになるね。お友だちがいっぱいできるとイネ!元気がいっぱい大きくなってください。



やの かいし
矢野 魁志ちゃん
3月22日生まれの3歳
花見東

3歳のお誕生日おめでとう!人に優しく、元気に育ってほしい♡パパ、ママより



いとう もか
伊藤 萌花ちゃん
3月27日生まれの1歳
千鳥

もかちゃん1歳のお誕生日おめでとう♡お姉ちゃんと、ずっと仲よく、すくすく育ってね。



こしま すず
児島 鈴ちゃん 3月14日 3歳
ゆい
絆ちゃん 3月22日 1歳
美明

すず、ゆい お誕生日おめでとう!! これからも元気で仲よし姉妹でいてね。みんなすずとゆいが大好きです♡

リユース・リサイクルが おもしろい

古賀清掃工場にある“エコロの森ステーション”では、楽しく気軽に家でもできるエコ教室を開催しています。モノをたいせつにすること、簡単に捨てないこと、そして作り変えて再利用すること。そのための情報を多くの人に知ってもらうことが、この教室の目的です。今回の教室は賞味期限切れなどの汚れが少ない廃油を使ったエコキャンドルづくり。すばらしい出来栄えに受講者から歓声が上がっていました。



古賀市、福津市、新宮町の合併問題を通過して将来像を考えようと、「市民湾岸会議」が昨年11月14日に結成されました。2月18日には第4回目となる会合が開かれ、17人の住民が熱心な議論を行いました。



2月17日、障害者生活支援センター「咲」のオープニングセレモニーが行われました。園庭では餅つきやなのみの里の皆さんによる合唱が行われるなど、地域との交流も順調にスタートしました。



古賀市躍進! 多方面で受賞ラッシュ

■文部科学大臣優秀教員(スーパーティーチャー)表彰

教育における指導力だけでなく、人格や信頼感など多方面で優れている教員を表彰するものです。全国の学校(大学や高等専門学校を除く)の教職員の中から厳しい選考基準を経て表彰されます。今年は、県内で17人が受賞しました。

- ・大久保雅美先生(古賀北中学校)
- ・河野美希江先生(舞の里小学校)

※なお、昨年度は松本剛先生(舞の里小学校)が受賞しました。

■福岡県学校図書館コンクール

児童の読書活動を充実させるため、良書の選定や読書指導など、学校ぐるみの取り組みを評価するコンクールに古賀市から2校が入賞しました。

- ・部門奨励賞/舞の里小学校、花見小学校

■福岡県教育文化表彰

社会教育、学術、文化、スポーツの振興に関して、特に功績が顕著であると認められた人に送られる賞です。

- ・社会教育部門/山川千寿さん(えんがわくらぶ代表世話人)
- ・学術・文化部門/石井忠さん(県文化財保護指導委員)

■栄養関係功労者福岡県知事表彰

地域や職場で自主的に取り組むことができる健康づくりを支援し、県民の健康に寄与したことへの表彰です。

- ・地区組織の部(組織)/古賀市食生活改善推進会(食進会)

■古賀中女子剣道部全国大会出場

県大会の成績が認められ、古賀中学校女子剣道部6人が、3月28・29日に佐賀県で行われる全国選抜中学生剣道大会に出場することが決まりました。

■全国隣保館連絡協議会フォトコンテスト

「いのち」をテーマに、心温まる出会いの瞬間を映し出すイメージ・ストーリーを持った写真を、広く全国から募集したコンテストで、応募総数387点の中から、古賀市隣保館の作品が特別賞(厚生労働省社会・援護局長賞)に選ばれました。

■福岡県広報コンクール

平成19年に県内の市町村が編集・発行した広報紙やホームページなど、全130点の中から優秀な作品を表彰するコンクールです。

- ・組み写真の部/入選1席 広報こが5月号
- ・広報企画の部/佳作 古賀市勢要覧2007
- ・ホームページの部/佳作2席 古賀市ホームページ



大久保雅美先生



河野美希江先生



昨年度受賞した松本剛先生



古賀中学校女子剣道部



2月9日、親子読書のつどいが市中央公民館大ホールで開催されました。本を読んでイメージを膨らませたステージや実践発表、読書体験発表などが行われ、読書のメリットや可能性の大きさが実感できるつどいでした。

よんで
みませんか



題名 地域医療を守れ
「わかしおネットワーク」
からの提案
著者 平井愛山、秋山美紀
岩波書店 刊

あらすじ

最近、複数の病院から救急車の搬送を断られ、たらいまわしにされた患者の記事が新聞をにぎわしています。医療技術の進歩の一方で、地域の医師不足が深刻化し、地域医療の再構築が緊急の課題として求められています。

この本では、市民参加型の先進事例として、病院勤務医の負担を減らす兵庫県丹波地域の取り組みと、若手医師の育成に市民が参加する千葉県山武地域での取り組みを紹介しています。著者の力強い実践や、医者育てる市民の実践は、医療関係者だけでなく多くの人に感動を与えるでしょう。

4月の予定

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

● は休館日です。

こ 案 内

開館時間…10時～18時
おはなし会
5日(土)、12日(土)、19日(土)、
26日(土) 11時～11時30分
赤ちゃんおはなし会
9日(水) …11時～11時20分
名画会
12日(土) …14時～(上映時間 94分)
「一夜かぎり」(スウェーデン映画)
子ども映画会
次の開催日は5月の予定です。



図書館 だより No.360

子ども読書の日って..
なあに?

**4月23日は
「子ども読書の日」です。**

- イギリスの文豪シェイクスピア、「ドン・キホーテ」の作者セルバンテスの命日でもあるこの日は、スペインでは「サン・ジョルディの日」として昔から本を贈りあう日とされてきました。
- 平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の中で、4月23日は「子ども読書の日」と定められ、全国各地でさまざまな子どもの読書活動を普及するための取り組みが行われます。
- 平成18年に制定した「古賀子ども読書活動推進計画」の中でも、「子ども読書の日」に関する情報の収集、提供、イベントの開催などがうたわれています。

家庭読書の日をつくろう!

*家族みんなでテレビを消して読書する日をつくってみませんか?

地域文庫に行ってみよう!

*市内7か所の地域文庫、気軽に出かけてみませんか?



はじめて
みませんか?

図書館に行こう!

*おはなし会や子ども映画会、子ども読書講座など行事がもりだくさんです。本があなたを待っていますよ。



絵本の世界にとひこもう!

絵本パレット2008inこが

参加
無料

サンフレアこが2階ギャラリーに、色とりどりの絵の具をのせたパレットのように絵本が並びます。0歳の赤ちゃんから大人まで楽しめる絵本、この機会に、手にとってみませんか?

日時 **4月19日(土)～20日(日)** 10時～17時
場所 サンフレアこが2階ギャラリー
お問い合わせ先 市立図書館 ☎942局2561番

住所変更をお願いします..... 図書館からのお願い

4月からの新生活に向けて引越する皆さん、住所や電話番号が変わる際には、図書館までお知らせください。福岡都市圏外に転居する場合は、利用者カードを図書館までお返しください。

編集 市立図書館 (☎942局2561番・FAX944局0918番)
ホームページアドレス <http://www.lib-citykoga.org/>

男女共同参画

**うれしい職場は
どんな職場?**

「育児休暇はあるけど取りにくくて…」
「保育所が遠いから不安があって…」
「できるだけ子どものそばで働きたいけど…」
働きたいという気持ちはあるのに、子育て環境が整って
いなくてあきらめてしまう。
このような体験はありませんか?
家庭の中だけでなく、職場ぐるみで家事や子育てを応援
できたら、どんなにすばらしいでしょう。
そうすることで、男性も女性もいろいろな分野で参画で
きる社会に近づくことができるのではないのでしょうか。
今回は、社内に託児所を設けて、「男性も女性も子育てし
ながら働きやすい職場」を目指しているファウンテン・デ
リ(株)(鹿部区)を訪問し、取り組みの内容を伺いました。

●ファウンテン・デリ(株)の溝部総務部長に、
社内託児所を設けた理由を聞きました。

当社は、正社員やパート約280人のうち、女性は約180人を占めています。このような特徴があるため、平成2年に工場を建設した当初から、社長の思いで若いお母さんが安心して仕事ができるように、社内託児所を設置しています。現在は約40人の子どもを預かっています。利用料金も従業員の負担を考えて、市内の他の託児所より安く設定しています。従業員には長く勤めてほしいからです。

●次に、池見係長に
利用者の反応を聞きました。

私も、この託児所を利用し、育児休業復帰後も安心して仕事が続けられました。職場と同じ建物の中にあ

●溝部総務部長
に、再度働きやす
い職場の意義につ
いて聞きました。

当社は、性別や学歴に関係なく、個人が能力を発揮して働いてもらうことが重要だと考えています。経営理念に、お客様へ利益と満足を提供しと掲げていますが、お客様の満足のためには、まず従業員の満足がたいせつだと思います。これからは、お客様にとっても、従業員にとっても満足していく会社を目指していきたいと思っています。中小企業は、負担を伴うものは厳しいところがありますが、いい人材の確保のためにもこれから子育て応援宣言企業がもっと増えていくことを期待します。



社内託児所「キッズ・キッズ」(年中無休)

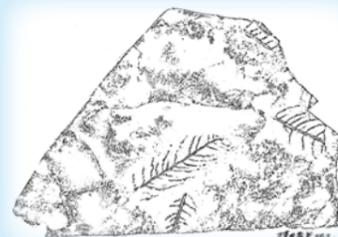
問い合わせ先
市民共働課

☎942局1260番

*市では、家庭生活と仕事の両立支援などに積極的に取り組んでいる事業所を応援するため、取り組み内容を広報紙などで紹介しています。また、県では平成15年から企業・事業所が従業員の仕事と育児の両立を応援するため、「子育て応援宣言登録制度」を実施しています。現在、県内では約1300社、古賀市内では14の事業所が登録しています。

**歴史資料館
だより**

▶2月に引き続き、「ミニ展示」は石をテーマに展示いたします。市民の皆さまで、ご自慢の石(愛石、奇石)などをお持ちの人があれば、歴史資料館で展示させていただきます。
※貸していただく期間は1か月です。責任をもって展示します。お持ちの人は下記の番号までご連絡ください。



市立歴史資料館 ☎944局6214番 FAX944局6215番 ホームページ <http://www.lib-citykoga.org/>



これが自慢の母校です。
花見小学校
HANAMI ELEMENTARY SCHOOL

学生ボランティアが学習支援をしてくれます。



海とかかわる学校
光輝く学校 緑豊かな学校

本校は、花見松原・海岸に隣接し、オーブンスペース・多目的ホールを有する学校として平成3年に開校しました。本年度の学校目標は、「はげみ合い、仲良くし、みなぎる花見つ子の育成」で、保護者・地域の人たちと協力しながら、地域環境を活かした特色ある学校づくりを進めています。

▼「海とかかわる学校」へ
海、松原をいかした学習活動を教科・総合・学校行事の中に取り入れてい

校歌

作詞 椎窓 猛
作曲 笹岡 貞夫

1 あけぼの空 かすみはれ
菜の花いろの 学校時計台
おおきな針が
宇宙の光 呼んでくる
おお 花見 花見にっとう子どもたち
まなぶ心も たくましく
世界にむかう 眼をひらく

2 風かおる空 あおくすみ
花ふじいろの 校旗ひるがえる
旗のむこうに
沙鳴りひびき 海ひろく
おお 花見 花見にっとう子どもたち
まなぶ心も さわやかに
世界にむかう 夢いづく
世界にむかう 夢いづく

▼「海とかかわる学校」へ
6年生は卒業記念として松原に松苗を植樹するなど、松原を守る活動を地域の人たちといっしょに行っています。また、12月には地域の人たちが主催する「花見つ子駅伝大会」が開催され、自然環境をいかした活動が展開されています。

▼「緑豊かな学校」へ

花見小学校では、子どもたちの健やかな成長のためには「家庭・地域・学校ぐるみの教育」が基盤であると考えています。



〒811-3112 古賀市花見東4丁目2番1号
☎943局8282番
FAX 943局7333番

ホームページ <http://www.koga-fko.ed.jp/hana-syo/>

花見小学校

■学校長 豊釜水子 ■職員数 27人
■学級数 18クラス ■児童数 495人
■創立 平成3年4月
古賀西・千鳥小学校より分離新設



花見小レポーター

やなぎた ゆうき
柳田 優希さん(6年2組)
●得意科目 社会 ●特技 硬筆

私たちが勉強している花見小学校のよいところは、自然とふれあっている事だと思います。花見小学校のテーマは「海・光・緑」ですが、それぞれに行事もあり、とても楽しい学校です。今は、私たち6年生が卒業する前に、伝統を残したいということで「あいさつ運動」をしています。私たちが卒業する前に、みんなであいさつができるようになりたいです。

ヘルスアップ
しかけ隊



申し込み・問い合わせ先 健康づくり課 ☎942局1151番

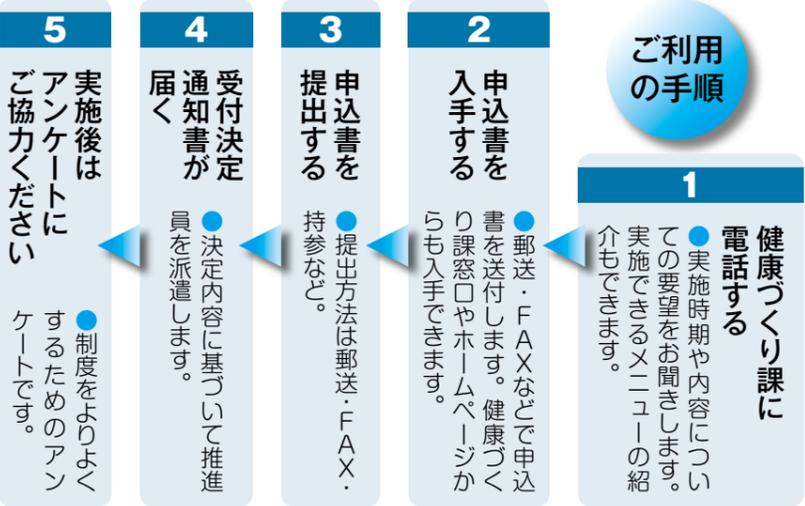
あなたの健康に、一役買います！

ヘルスアップ
しかけ隊

健康づくり推進員制度「スタート」

最近、子どもから高齢者まで健康志向が高まってきました。病気になるにくい体をつくることはとてもたいせつなことなので、この傾向はうれしいことです。しかし、「なかなか効果が出ない」「どのように取り組めばいいのかわからない」という声もよく耳にします。そのため、市では出前講座や健康塾などを準備し、正しく効果的な方法の普及に取り組んできました。そして、今回、健康づくり推進員制度を新設して、よりきめ細かな指導ができるようになりました。健康づくりを始めるきっかけとして、あるいは今までの取り組みの効果をもっと高めるために、ぜひご利用ください。

ご利用
の
手順



健康づくり推進員の皆さん

 健康意識担当 蔵前クミエさん	 健康意識担当 上田 智子さん	 運動担当 仁部 一希さん	 運動担当 篠崎 一彦さん
 食や栄養担当 松石七七子さん	 食や栄養担当 小山留美香さん	 運動担当 緒方 鉄男さん	 運動担当 石川 純子さん

Q1 誰が利用できるの？

A1 市民はもちろん、市内の団体や企業が利用できます。利用にあたっては、10人以上のグループで申し込んでください。年代は問いません。ただし、利用は1グループにつき年1回までとさせていただきます。

Q2 どのようなことを指導してくれるの？

A2 「健康意識担当」「食や栄養担当」「運動担当」の3つの部門のエキスパートが、利用者の要望に合わせた指導を行います。申し込みの際に、どんな内容の指導が必要かを記入していただき、内容に応じた担当者を派遣することになります。

生活情報

3月

●次回の古賀市民工コロの森分別収集は、
 3月19日(水)、4月2日(水)・16日(水)、いずれも10時15分から12時45分までです。

男女共同参画 / 行詩
 相手の立場に立った目線 たいせつです
 それぞれの人にそれぞれの人生
 工藤啓士郎さん(平成19年度表彰作品から)

市長と語る まじつくりを開催

市長とひびきを交えながら、市の未来について語り合います。お誘い合わせのうえ、お気軽にどうぞ。

日時 4月10日(木) 19時

場所 市中央公民館大会議室
 テーマ 古賀市の未来について語ろう

問い合わせ先
 経営企画課
 ☎942局1113番

興山園でお花見を しませんか

四季それぞれの魅力がいつばいの興山園を楽しもうと発足した「興山園もりもりクラブ」。

今年のお花見は、新しい企画が盛りだくさんです。昨年興山園で咲いた桜で作った桜湯を、花より団子とセットで用意しています。

日時 3月30日(日) 10時30分～12時30分
 (小雨決行)
場所 興山園に現地集合

内容 お花見
 ・樹に関するクイズ
 ・団子と桜湯(150円)
問い合わせ先
 興山園もりもりクラブ
 ☎946局3528番
 (篠崎)

小野小学校マーチン グランド定期演奏会

第5回の定期演奏会となる。春のコンサート2008を開催します。

日時 3月30日(日) 13時30分開場、14時開演
会場 市中央公民館 大ホール
 ※入場無料

問い合わせ先
 マーチングショー
 【一部】ステージ・

【二部】ゲストステージ
 【三部】バラエティー・ステージ

問い合わせ先
 小野小学校マーチングバンド
 ☎946局2331番
 (小野小学校)

福岡魚あらりサイ クル推進店制度

魚あらを飼料などにリサイクルするため水産加工センター

ンターに魚あらを排出している福岡魚滓処理対策審議会加盟市町(福岡市及び近隣の市町が加盟)管内の鮮魚店やスーパーなどで、排出状況が優良な事業者を「魚あらのリサイクルに貢献する事業所」と福岡市が認定しています。



認定店には、その証として「福岡魚あらりサイクル推進店」のステッカーが交付されます。

問い合わせ先
 (財)福岡市水産加工公社
 ☎641局5969番

援護業務相談の実施

福岡県では旧軍人・軍属だった人及びそのご遺族等を対象に、相談を行っています。

相談内容
 ①旧軍人等の恩給
 ②戦傷病者に対する援護
 ③戦没者等の遺族に対する援護
 ④その他援護業務全般
 ※補装具の受付業務については援護係へお問い合わせ

せくください。

問い合わせ先
 県国保・援護課
 ☎643局3302番
 県国保・援護課援護係
 ☎643局3301番

まちかど相続遺言 教室・相談会を開催

知って得する相続や遺言などの法律知識について、司法書士がクイズなどを交えてわかりやすく解説します。

司法書士による相談会も同時に行います。気軽にご来場ください。
日時 3月20日(木・祝) 14時30分～18時
場所 イムズスクエア

全国膠原病友の会 全国総会

日時 4月20日(日) 10時～15時
場所 クローバーホール
 (春日市原町3-1-7)
内容
 ①講演会「膠原病専門医として見える現状と患者へ

(福岡天神イムズ前広場)

内容
 ①相続・遺言に関する講座
 ②司法書士による法律相談
 ※法律相談は来場順に受け付けます。

参加費 無料
問い合わせ先
 県司法書士会
 ☎722局4131番

問い合わせ先
 ☎0947-4518066
 (岩井)

労働保険の 年度更新の時期です

労働保険(労災保険・雇用保険)に加入している事業者は、毎年、年度更新手続きを行わなければなりません。

また、すべての労災保険適用事業主から「石綿健康被害救済法」に基づく一般拠出金を徴収しています。労働保険の確定保険料の申告に合わせて申告・納付します。

なお、一般拠出金の割合は、保険料算定基礎額100万円当り50円です。

手続き期間
 4月1日(火)～5月20日(火)

問い合わせ先
 福岡東労働基準監督署
 ☎661局3770番
 県労働保険適用室
 ☎434局9833番



今年5月から たばこ自動販売機での購入に「taspo (タスポ)」が必要になります

●今年5月からたばこ自動販売機が変わります。申請により発行された「taspo (タスポ)」というICカードを自動販売機にかざさなければ、たばこを購入することができなくなります。●この取り組みは、未成年の喫煙防止策の一環として行われるもので、購入する人が成年であることを証明するためのカードです。もちろん、譲渡や転売はできません。

申込方法

- ①申込書を用意する…たばこ販売店などで配布しています。
- ②必要書類を用意する…①運転免許証や各種健康保険証などの本人が確認できる書類、②顔写真(縦45mm、横35mm)
- ③申込書を郵送する…発行手数料や年会費は無料です。
- ④約2週間で「taspo カード」が届きます。

taspo 申し込みイベント 3月17日(月)・18日(火)の11時から14時まで市役所ロビーで実施します。顔写真も撮ることができます。ご利用ください。

問い合わせ先 (社)日本たばこ協会taspo運営センター
 タスポダイヤル ☎0120-222-180 携帯電話から ☎0570-012-3409

今日の環境ポイント

3月は新しい生活を始めるシーズンです。新しい生活用品などを買い揃える一方で、不要になった物を捨てる事も多く、ごみが増える月でもあります。例えば、布地が傷んでしまったものも、買い物袋や小物入れを作ったり、必要がなくなったものでも、友人に声を掛けたり、リサイクルショップなどを利用する方法もあります。

環境課
 ☎942局1127番

チャイルドシートの貸し出しが終了します!!

チャイルドシートの普及促進と乳幼児の交通安全を目的に、平成12年度から貸し出しを行っていましたが、平成20年3月末をもって終了することになりました。

現在、借りている人は、平成20年3月31日までに、こども政策課に返却してください。

なお、平成20年4月1日以降、チャイルドシートの貸し出しはできませんので、ご了承ください。

チャイルドシートの着用は道路交通法により6歳未満の幼児に義務付けられています。貸し出し期間が終了しても、お子さんのたいせつな命を守るため、必ず着用をお願いします。

問い合わせ先
 こども政策課 ☎942番1157局

My Life 市民参加型 ミュージカルコンサート 「サウンドオブミュージック」

昨年、ミュージカルオペラ「魔笛」を上演し、大好評でした。今年は「サウンドオブミュージック」を10月4日(土)、市中央公民館大ホールで公演予定です。そこで、出演者を募集します。

応募条件 歌の好きな5歳以上の人(経験は問いません)

練習日時 毎週日曜日 13時～17時(予定)
練習場所 市中央公民館研修棟(予定)

参加費 大人…2000円/月 中・高生…1000円/月
 児童…500円/月 ソロレッスン希望者…1000円/月増し
 楽譜・台本代実費

事前説明会 4月6日(日) 14時から市中央公民館大会議室
指導 松岡良彰さん、中野恭子さん(合唱)とコンサートスタッフ

申し込み・問い合わせ先
 市民参加型ミュージカルオペラ古賀(C・M・Okoga)
 加藤(☎943局3091番)、福崎(☎942局2155番)、
 木村(☎944局0529番)

点描 編集後記

●広報こがの編集に携わり、あっという間の一年が過ぎました。毎月の締め切りに追われ、思ったことを伝える難しさや格闘した一年でした。●そのような新人編集者にとって、頼りになるご意見番が「広報広聴懇話会」の委員の皆さんです。毎月1回開かれる会合では、さまざまな視点からの的確なアドバイスや、記事のアイデアをいただき、委員の皆さんは、この3月で2年の任期が満了。長い間、ありがとうございました。(村上) ●春がやってきました。お花見や歓送迎会など、食いしん坊の私にはたまらない季節です。●去年の4月、仕事もダイエットも頑張ろうと初々しい気持ちで入社したのが、つい昨日のこのように思えます。●来年度も精いっぱい頑張りますので、広報こがを応援してください。(本田) ※ひとのデータは、集計の都合により来月号に掲載いたします。ご了承ください。

古賀市イベントカレンダー

平成20年 **2008.4** ▶ **2009.3** 平成21年
平成20年4月～平成21年3月に開催される市内の主な行事

2008

4
APRIL

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

- 1日 公立保育所入所式
- 1～30日 縦覧帳簿・固定資産税台帳の閲覧期間
- 4日 福岡女学院看護大学入学式
- 6日 消防団入退団式
- 6～15日 春の交通安全運動
- 9日 中学校入学式
- 10日 小学校入学式
- 10日 市長と語るまちづくり
- 19～20日 子ども読書講座
- 24日 コスモス市民講座開講式

5
MAY

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

- 11・18・25日 春の道路環境美化
- 17日 10万本ふるさとの森づくり「夏の育林行動」
- 18日 古賀中学校体育会
- 23～25日 第22回古賀市文化協会芸術祭
- 25日 古賀北・古賀東中学校体育会
- 31日 小学校運動会
- 中旬 食品フェア

6
JUNE

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- 1日 ラブアース・クリーンアップ2008
- 1～7日 水道週間
- 1・8・15日 春の道路環境美化
- 3日 児童手当現況調査
- 8日 第33回歯の祭典
- KASUYAデンタルフェア
- 14日 音楽が響くまちづくりコンサート
- 22日 市消防ポンプ操法大会
- 23～29日 男女共同参画週間
- 上旬 市議会定例会召集

7
JULY

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- 「同和」問題啓発強調月間
- 10～19日 夏の交通安全運動
- 13日 「同和」問題を考える市民のつどい
- 20日 糟屋地区体育大会夏季大会
- 21日 おはなし会スペシャル
- 27日 市民音楽祭
- 上旬 母子家庭等医療証更新
- 中旬 環境美化行動の日

8

AUGUST

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

- 1日 リーダー塾開講式
- 1～7日 水の週間
- 3日 糟屋地区体育大会
- 10日 糟屋地区消防ポンプ操法大会
- 22日 第8回市民交流ゴルフ大会
- 24日 県民体育大会夏季大会

9

SEPTEMBER

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- 18日 筵内放生会
- 20・21日 県民体育大会秋季大会
- 21～30日 秋の交通安全運動
- 27日 10万本ふるさとの森づくり「秋の育林行動」
- 27日 プロムナードコンサート
- 28、29日 古賀放生会
- 上旬 市議会定例会召集
- 中旬 りんぼか～ニバル
- 下旬 コスモックス祭

10

OCTOBER

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

- 4日 市民参加型オペラミュージカル
- 4・5日 青柳放生会
- 5日 介護予防講演会(仮称)
- 11～13日 第27回古賀市文化協会文化祭
- 12・19・26日 秋の道路環境美化
- 16～19日 第73回日本オープンゴルフ選手権競技
- 18日 市民レクリエーションスポーツの祭典
- 24日～11月3日 第14回図書館まつり
- 下旬 読書講演会

11

NOVEMBER

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

- 2日 秋のおはなし会スペシャル
- 3日 古賀市駅伝競争大会
- 3日 古賀市文化の日記念式典
- 2・9・16日 秋の道路環境美化
- 9～15日 秋の火災予防週間
- 16日 まつり古賀・健康福祉まつり(同時開催)
- 上旬 家庭教育フォーラム
- 中旬 第2回古賀市地域住民防災訓練
- 下旬 第2回古賀市子ども美術展

12

DECEMBER

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

- 4～10日 市人権尊重週間
- 7日 人権を尊重する市民の集い
- 11～31日 年末の交通安全運動
- 13日 「第九」の夕べ
- 23日 若手プロと子どものショウイントコンサート
- 25～30日 年末防犯・防火夜警
- 上旬 市議会定例会召集

2009

1

JANUARY

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

- 11日 市消防出初式
- 11日 成人式式典
- 11日 成人式記念駅伝大会
- 12日 どんと焼き

2

FEBRUARY

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

- 1日 県民体育大会冬季大会
- 2日～3月16日 市・県民税の申告
- 7日 第40回古賀市親子読書のつどい
- 16日～3月16日 所得税の確定申告
- 下旬 団塊の世代読書講座

3

MARCH

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

- 1日 第19回古賀市童謡まつり
- 1～7日 春の火災予防週間
- 1～31日 アートピクニックinKOGA
- 7日 10万本ふるさとの森づくり「第8回植樹祭」
- 20日 体協クリーンデー
- 22日 なの花祭り
- 上旬 市議会定例会召集
- 中旬 小・中学校卒業式
- 下旬 公立保育所卒園式

広報こが

2008年3月10日発行 ■発行元・古賀市役所 ■ホームページのアドレス <http://www.city.koga.fukuoka.jp/>
編集・経営企画課広報係 〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号 ☎(092) 942-1111(大代) FAX(092) 942-3756 ■印刷・コロニー印刷